

障害者である職員の任免状況の公表

大蔵村総務課

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 7 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免状況を公表します。

【村長部局】

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 ①（人）	障害者の数 ②（人）	実雇用数 ※法定雇用率 2.8% ③（②／①）（%）	不足数 ④ （人）
R7.6.1 現在	80	4	5.0	0

※ ①及び②については、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。

※ 障害者の種類・程度の区分ごとの人数は、特定の職員が障害者であることや障害の程度などが推認されるおそれがあるため、非公表とします。

【教育委員会部局】

教育委員会は全体の人数が少なく、特定の職員が障がい者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。